

## 令和4年度「夏のDigi田甲子園」静岡県推薦事例選考委員会設置要綱

### (設置)

第1 国が行う令和4年度「夏のDigi田甲子園」において、本県が推薦する被表彰候補者等（以下「推薦事例」という。）を選定するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2 委員会は、市町から応募された取組（以下、「応募取組」という。）を審査し、以下の部門における推薦事例を選定する。

#### (1) 実装部門

「指定都市」、「市」、「町」の区分ごとに1件（最大3件）

ただし、指定都市と町による取組など、実施主体が複数の区分にまたがる場合は、指定都市が実施主体に含まれる場合は「指定都市」の区分に属する取組として、その他の場合は「市」の区分に属する取組として取り扱う。

#### (2) アイデア部門

1件

### (任期)

第3 委員の任期は、第2に定める業務が終了するまでとする。

### (組織)

第4 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

#### (委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、静岡県デジタル戦略担当部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。

### (報酬)

第6 委員（県職員を除く。）の報酬は、別に定める。

### (選考基準及び審査方法)

第7 選考基準を別紙1及び別紙2のとおり定める。

2 審査は書面によるものとし、委員は選考基準に従い採点を行い、各部門の各区分において、各委員の平均点数が最も高い取組を、推薦事例として選定する。なお、応募取組に委員本人が直接関与している場合は採点を行わないものとする。

3 応募取組数が各部門の各区分における推薦枠の上限以下の場合は、採点は行わず、コメントによる評価のみとする。

### (審査結果)

第8 委員会は非公開とし、選定した推薦事例のみ公表する。

2 応募取組についての個別の審査結果は、当該市町にのみ通知する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

#### 別表

氏 名	役 職	備 考
山口 武史	静岡県デジタル戦略担当部長	委員長
池田 哲夫	静岡県立大学 客員教授 (元経営情報学部教授)	デジタル 戦略顧問
岩田 彰	(株) エンセファロン 代表取締役 名古屋工業大学 名誉教授	
小西 達裕	静岡大学 情報学部 教授	
坂下 哲也	(一財) 日本情報経済社会推進協会 常務理事	
村上 文洋	(株) 三菱総合研究所 主席研究員	
安田 孝美	名古屋大学大学院 情報学研究科 教授	
湯瀬 裕昭	静岡県立大学 経営情報学部 教授	

## 【別紙1】選考基準(実装部門)

項目	ポイント	配点
① デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルの力を活用して地方を活性化する取組であるか。</li> <li>・地方へのひとの流れが創出され、地域への経済的・社会的な効果を生み出しているか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
② 独自性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルを活用した地域の創意工夫による独自の取組であるか。</li> <li>・デジタルを活用した地域の個性を活かした取組であるか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
③ 先進性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、デジタルを活用した独創的な視点・斬新な発想が見られるか。</li> <li>・新しい技術やサービスなど先進的な取組であるか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
④ 実効性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルを活用した取組の実施により、地域の課題解決や魅力向上を達成できたか。</li> <li>・デジタルの活用によって、地域住民の暮らしの利便性または豊かさの向上に資する取組であるか。</li> <li>・デジタルの活用を通じて地域の産業振興に寄与する取組であるか。</li> </ul>	A…20点 B…15点 C…5点
⑤ 持続性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルを活用した取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。</li> <li>・国の補助金に過度に依存していない取組であるか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
⑥ 他の地域での導入(横展開)が期待される取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの地域住民に利活用されている取組であるか。</li> <li>・デジタルの活用が他の地域や分野、業種等にも展開されている、または展開が期待できる取組であるか。</li> <li>・(※都道府県での選考時のみ)審査実施団体においても実装したいと考える魅力ある取組であるか。</li> </ul>	A…20点 B…15点 C…5点

取組に対するコメント(点数には反映しない)

--

## 【別紙2】選考基準(アイデア部門)

項目	ポイント	配点
① デジタル田園都市国家構想の実現に資するアイデアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルの力を活用して地方を活性化するアイデアであるか。</li> <li>・地方へのひとの流れが創出され、地域への経済的・社会的な効果を生み出すものか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
② 独自性のあるアイデアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルを活用した地域の創意工夫による独自のアイデアであるか。</li> <li>・デジタルを活用した地域の個性を活かしたアイデアであるか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
③ 先進性のあるアイデアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、デジタルを活用した独創的な視点・斬新な発想が見られるか。</li> <li>・新しい技術やサービスなど先進的なアイデアであるか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
④ 実効性のあるアイデアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルを活用した取組の実施により、地域の課題解決や魅力向上を達成できるものになっているか。</li> <li>・デジタルの活用によって、地域住民の暮らしの利便性または豊かさの向上に資するアイデアであるか。</li> <li>・デジタルの活用を通じて地域の産業振興に寄与するアイデアであるか。</li> <li>・実装に向けた現実的な工程表が策定されているなど、実現可能性の高いアイデアであるか。</li> <li>・「費用」や「人材」を効率的に活用する内容となっているか。</li> </ul>	A…20点 B…15点 C…5点
⑤ 持続性のあるアイデアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルを活用したアイデアが一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。</li> <li>・国の補助金に過度に依存していないアイデアであるか。</li> </ul>	A…15点 B…10点 C…5点
⑥ 他の地域での導入(横展開)が期待されるアイデアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの地域住民に利活用されるアイデアであるか。</li> <li>・デジタルの活用が他の地域や分野、業種等にも展開される、または展開が期待できるアイデアであるか。</li> <li>・(※都道府県での選考時のみ)審査実施団体においても実装したいと考える魅力あるアイデアであるか。</li> </ul>	A…20点 B…15点 C…5点

取組に対するコメント(点数には反映しない)